

横 浜 市 移 動 等 円 滑 化 の た め に 必 要 な 道 路 の 構 造 の 基 準 に 関 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 24 年 12 月 28 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 86 号

横 浜 市 移 動 等 円 滑 化 の た め に 必 要 な 道 路 の 構 造 の 基 準 に
関 す る 条 例

目 次

- 第 1 章 総 則 （ 第 1 条 ・ 第 2 条 ）
- 第 2 章 歩 道 等 （ 第 3 条 － 第 10 条 ）
- 第 3 章 立 体 横 断 施 設 （ 第 11 条 － 第 16 条 ）
- 第 4 章 乗 合 自 動 車 停 留 所 （ 第 17 条 ・ 第 18 条 ）
- 第 5 章 路 面 電 車 停 留 場 等 （ 第 19 条 － 第 21 条 ）
- 第 6 章 自 動 車 駐 車 場 （ 第 22 条 － 第 32 条 ）
- 第 7 章 移 動 等 円 滑 化 の た め に 必 要 な そ の 他 の 施 設 等 （ 第 33 条 －
第 36 条 ）
- 第 8 章 雑 則 （ 第 37 条 ）

附 則

第 1 章 総 則

（ 趣 旨 ）

第 1 条 この 条 例 は、高 齢 者、障 害 者 等 の 移 動 等 の 円 滑 化 の 促 進 に
関 す る 法 律 （ 平 成 18 年 法 律 第 91 号。以 下 「 法 」 と い う。） 第 10 条
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、移 動 等 円 滑 化 の た め に 必 要 な 道 路 の 構 造
に 関 す る 基 準 を 定 め る も の と す る。

（ 定 義 ）

第 2 条 この 条 例 に お け る 用 語 の 意 義 は、次 に 定 め る も の の ほ か、
法 及 び 道 路 構 造 令 （ 昭 和 45 年 政 令 第 320 号 ） の 例 に よ る。

- (1) 有 効 幅 員 歩 道、自 転 車 歩 行 者 道、立 体 横 断 施 設 （ 横 断 歩 道
橋、地 下 横 断 歩 道 そ の 他 の 歩 行 者 が 道 路 等 を 横 断 す る た め の 立
体 的 な 施 設 を い う。以 下 同 じ。） に 設 け る 傾 斜 路、通 路 若 し く
は 階 段、路 面 電 車 停 留 場 の 乗 降 場 又 は 自 動 車 駐 車 場 の 通 路 の 幅
員 か ら、縁 石、手 す り、路 上 施 設 そ の 他 の 歩 行 者 の 安 全 か つ 円
滑 な 通 行 を 妨 げ る お そ れ が あ る 工 作 物、物 件 又 は 施 設 を 設 置 す
る た め に 必 要 な 幅 員 を 除 いた 幅 員 を い う。
- (2) 車 両 乗 入 れ 部 歩 道 又 は 自 転 車 歩 行 者 道 （ 以 下 「 歩 道 等 」 と
い う。） の う ち、車 両 の 沿 道 へ の 出 入 り の 用 に 供 さ れ る 部 分 を
い う。
- (3) 視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロ ッ ク 視 覚 障 害 者 に 対 す る 誘 導 又 は 段
差 の 存 在 等 の 警 告 若 し く は 注 意 喚 起 を 行 う た め に 路 面 に 敷 設 さ
れ る ブ ロ ッ ク を い う。

第 2 章 歩 道 等

(歩 道)

第 3 条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有 効 幅 員)

第 4 条 歩道の有効幅員は、横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第84号）第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例第11条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗 装)

第 5 条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾 配)

第 6 条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩 道 等 と 車 道 等 の 分 離)

第 7 条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第4号に規定する横断歩道をいう。以下同じ。）に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造、交通の状況、沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高 さ)

第 8 条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第 9 条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第 10 条 第 4 条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第 6 条第 2 項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第 3 章 立体横断施設

(立体横断施設)

第 11 条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第 12 条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅及び内法奥行は、1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は、1.4メートル以上とし、内法奥行は、1.35メートル以上とすること。

(3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第 1 号の規定による基準

に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。

- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸が開いている時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用するものは、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行は、1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼

り付けること。

- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分と色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物（以下「立ち上がり部等」という。）を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

（エスカレーター）

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のものをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏段の端部とその周囲の部分と色の輝度比が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

（通路）

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 二段式の手すりを両側に設けること。

- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部等を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部等を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが3メートルを超える階段にあっては、高さ3メートル以内ごとに踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第18条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第 5 章 路面電車停留場等

(乗降場)

第 19 条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては 2 メートル以上とし、片側を使用するものにあつては 1.5 メートル以上とすること。
- (2) 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- (3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- (4) 横断勾配は、1 パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第 20 条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセント以下とすることができる。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第 21 条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第 6 章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第 22 条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

- 2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合にあつては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が 200 を超える場合にあつては当該駐車台数に

100 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 に 2 を 加 え た 数 以 上 と す る も の と す る
。

3 障 害 者 用 駐 車 施 設 は 、 次 に 定 め る 構 造 と す る も の と す る 。

- (1) 当 該 障 害 者 用 駐 車 施 設 へ 通 ず る 歩 行 者 の 出 入 口 か ら の 距 離 が
で き る だ け 短 く な る 位 置 に 設 け る こ と 。
- (2) 有 効 幅 は 、 3.5 メ ー ト ル 以 上 と す る こ と 。
- (3) 障 害 者 用 で あ る 旨 を 見 や す い 方 法 に よ り 表 示 す る こ と 。

(障 害 者 用 停 車 施 設)

第 23 条 自 動 車 駐 車 場 の 自 動 車 の 出 入 口 又 は 障 害 者 用 駐 車 施 設 を 設
け る 階 に は 、 障 害 者 が 円 滑 に 利 用 で き る 停 車 の 用 に 供 す る 部 分 (
以 下 「 障 害 者 用 停 車 施 設 」 と い う 。) を 設 け る も の と す る 。 た だ し 、 構 造 上 の 理 由 に よ り や む を 得 な い 場 合 に お い て は 、 こ の 限 り
で な い 。

2 障 害 者 用 停 車 施 設 は 、 次 に 定 め る 構 造 と す る も の と す る 。

- (1) 当 該 障 害 者 用 停 車 施 設 へ 通 ず る 歩 行 者 の 出 入 口 か ら の 距 離 が
で き る だ け 短 く な る 位 置 に 設 け る こ と 。
- (2) 車 両 へ の 乗 降 の 用 に 供 す る 部 分 の 有 効 幅 及 び 有 効 奥 行 は 、 1.
5 メ ー ト ル 以 上 と す る 等 、 障 害 者 が 安 全 か つ 円 滑 に 乗 降 で き る
構 造 と す る こ と 。
- (3) 障 害 者 用 で あ る 旨 を 見 や す い 方 法 に よ り 表 示 す る こ と 。

(出 入 口)

第 24 条 自 動 車 駐 車 場 の 歩 行 者 の 出 入 口 は 、 次 に 定 め る 構 造 と す る
も の と す る 。 た だ し 、 当 該 出 入 口 に 近 接 し た 位 置 に 設 け ら れ る 歩
行 者 の 出 入 口 に つ い て は 、 こ の 限 り で な い 。

- (1) 有 効 幅 は 、 90 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 と す る こ と 。 た だ し 、 当 該
自 動 車 駐 車 場 外 へ 通 ず る 歩 行 者 の 出 入 口 の う ち 1 以 上 の 出 入 口
の 有 効 幅 は 、 1.2 メ ー ト ル 以 上 と す る こ と 。
- (2) 戸 を 設 け る 場 合 は 、 当 該 戸 は 、 有 効 幅 が 1.2 メ ー ト ル 以 上 の
当 該 自 動 車 駐 車 場 外 へ 通 ず る 歩 行 者 の 出 入 口 の う ち 、 1 以 上 の
出 入 口 に あ っ て は 自 動 的 に 開 閉 す る 構 造 と し 、 そ の 他 の 出 入 口
に あ っ て は 車 椅子 使 用 者 が 円 滑 に 開 閉 し て 通 過 で き る 構 造 と す
る こ と 。
- (3) 車 椅子 使 用 者 が 通 過 す る 際 に 支 障 と な る 段 差 を 設 け な い こ と
。

(通 路)

第 25 条 障 害 者 用 駐 車 施 設 へ 通 ず る 歩 行 者 の 出 入 口 か ら 当 該 障 害 者
用 駐 車 施 設 に 至 る 通 路 の う ち 1 以 上 は 、 次 に 定 め る 構 造 と す る も
の と す る 。

- (1) 有 効 幅 員 は 、 2 メ ー ト ル 以 上 と す る こ と 。
- (2) 車 椅子 使 用 者 が 通 過 す る 際 に 支 障 と な る 段 差 を 設 け な い こ と

。

- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
(エレベーター)

第26条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上は、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。
(傾斜路)

第27条 第13条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。
(階段)

第28条 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。
(屋根)

第29条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第25条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。
(便所)

第30条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所で

あること。

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、同条各号に定める構造とすること。
- (2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
- (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
- (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第32条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等 (案内標識)

第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施

設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

- 2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

- 第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該視覚障害者誘導用ブロックの部分を容易に識別できる色とするものとする。

- 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（休憩施設）

- 第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（照明施設）

- 第36条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

第8章 雑則

（委任）

- 第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場

合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭さく部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分設けることができる。

- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。